

令和4年度 十和田市移住・定住住宅取得等支援事業補助金

本市への定住の促進を図るため、本市へ転入し住宅を取得する方を支援します。

1. 補助金の内容

補助対象経費	補助率	世帯区分	補助金額（上限）
新築住宅の 建築費・購入費	補助対象経費 の1/2	若年者世帯・若年夫婦世帯・ 子育て世帯	100万円
		その他の世帯	50万円
中古住宅の 購入費		若年者世帯・若年夫婦世帯・ 子育て世帯	50万円
		その他の世帯	30万円

- ※ 若年者世帯（申請者本人が40歳未満の世帯）
若年夫婦世帯（夫婦のいずれかが40歳未満の世帯）
子育て世帯（妊婦又は18歳未満の子がいる世帯）
※ 年齢の判定日は、令和4年4月1日となります。

2. 補助対象者

- ① 平成30年4月1日以降に市外から転入し、令和5年3月31日までに居住すること
- ② 居住の日から5年以上継続して居住すること
- ③ 市区町村税に滞納がないこと
- ④ 町内会に加入すること（町内会が組織されていない地域に居住する場合は除く）
- ⑤ 十和田市暴力団排除条例に定める暴力団員でないこと

3. 補助対象住宅

居住を目的に建築した住宅（新築住宅は、検査済証の交付から1年以内のもの）

4. 補助の要件

- ① 令和5年3月31日までに申請者又は配偶者いずれかの名義で所有権保存の登記をするもの
※ 共有名義の場合は、申請者又は配偶者いずれかの持分が2分の1以上であること
- ② 個人間売買（仲介業者を介さない当事者同士による取引）でないこと

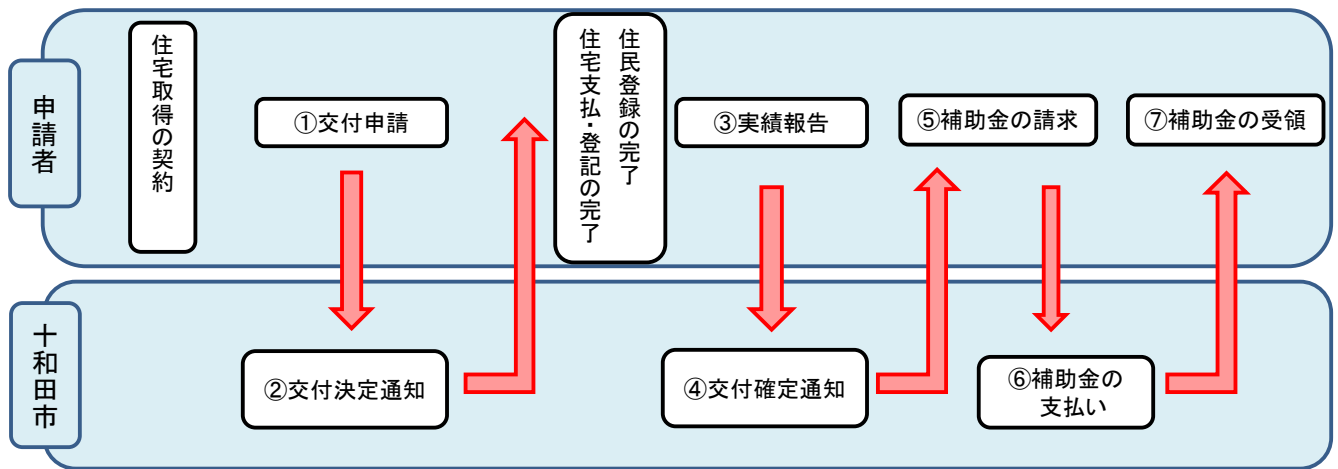
5. 注意事項

- ① 予算の範囲内で受付順に交付の可否を決定しますので、申請は早めにお済ませください。
- ② 令和4年3月31日以前に工事・支払が完了し入居した場合は対象外です。
- ③ 申請者又は配偶者が、十和田市職員（消防、中央病院などを含む）の方は対象外です。
- ④ 補助金の交付回数は、同一世帯に対して1回限りです。
- ⑤ 要件を満たさない、手続きが完了しない場合などは、補助金の交付を取り消すことがあります。
- ⑥ 以下の場合、補助金の返還を命じる場合があります。
 - ・ 偽り、その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
 - ・ 入居した日から5年未満で住宅を貸与や売却、全員が転居したとき（天災等の場合を除く）

裏面に続く

6. 補助金申請の流れ

契約締結後、速やかに「①交付申請」を行ってください。市からの「②交付決定通知」後は、令和5年3月31日までに必ず「③実績報告」を行ってください。



「交付申請書(様式第1号)」の主な添付書類 (①交付申請に必要な書類)

- (1) 誓約書(様式第2号)
 - (2) 住宅に居住する者全員の続柄及び本市への転入前の住所地が分かる住民票
 - (3) 市区町村税に滞納がないことを証する書類(完納証明書)
 - (4) 工事請負契約書(売買契約書)及び補助対象経費の内訳が分かる書類(見積書など)
 - (5) 住宅の案内図
 - (6) 債権者登録申請書(様式第3号。登録済みの場合を除く)
 - (7) 母子手帳の出産予定日と母親の氏名が確認できる部分の写し(妊婦を有する世帯の場合)
- 以下に該当する方は、「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、書類の提出を省略できます。

- ・「①交付申請」時に、本市に転入している方 → (2) 住民票
- ・令和4年1月1日以前に、本市に転入した方 → (3) 市町村税に滞納がないことを証する書類

「実績報告書(様式第8号)」の主な添付書類 (③実績報告に必要な書類)

- (1) 住宅に居住する者の全員の続柄を記載した住民票 →【十和田市での住民登録が完了】
- (2) 町内会に加入したことを証する書類(町内会費領収書の写しなど) →【町内会加入が完了】
- (3) 検査済証の写し →【指定検査機関の検査が完了】
- (4) 住宅の所有権保存の登記が行われることを証する書類(登記事項証明書の写しなど) →【住宅の所有権保存の登記が完了】
- (5) 補助対象経費の支払を証する書類(領収書など) →【支払いが完了】
- (6) 居住地確認同意書(様式第9号)
- (7) 債権者登録申請書(様式第3号)(申請時から住所・口座に変更が生じた場合)

「個人情報の利用に関する同意書」の提出により、書類の提出を省略できます。

住民票 (「①交付申請」時に、同意書を提出した方でも、住所が変更となった場合は再提出ください)

【お問い合わせ】 十和田市役所 政策財政課

〒034-8615 十和田市西十二番町 6 番1号

TEL:0176-51-6712 FAX:0176-24-9616 E-Mail:seisakuzaisei@city.towada.lg.jp